

令和 6 年の交通事故について

	江東区内			東京都内		
	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数
令和 6 年	1,246	4	1,358	30,103	146	33,251
令和 5 年	1,230	6	1,344	31,385	136	34,870
増減	+16	-2	+14	-1,282	+10	-1,619

区内の交通死亡事故について

4月15日(月)

二輪車が駐車中のトラックに衝突し、
二輪車の運転者が亡くなりました。

7月30日(火)

貨物車が自転車と衝突し、
自転車の運転者が亡くなりました。

4月19日(金)

トライク(三輪バイク)が駐車中のトラックに
衝突し、トライクの運転者が亡くなりました。

8月17日(土)

自動車と道路を横断中の歩行者が衝突し、
歩行者が亡くなりました。

《令和 6 年の区内の交通事故について》

令和 6 年の区内の交通事故は、死者 4 名、負傷者 1,358 名でした。なかでも、自転車の関与する交通事故が 622 件と、全体の約半数を占めていました。

関係実施機関・団体の推進事項

江東区

- 広報活動の推進及び関係機関・団体との連絡調整
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底
- 道路使用の適正化推進
- 交通安全施設の点検、整備の実施
- 道路上工事施工箇所の安全点検
- 高齢者への交通安全意識啓発の推進
- 福祉会館・老人福祉センターにおける交通安全指導と啓発活動の実施
- 保育園における交通安全教育の推進及び保護者に対する交通安全啓発活動の実施
- 自転車用ヘルメットの購入費用・自転車点検整備費用助成による自転車安全利用の促進

江東区教育委員会・私立幼稚園協会

- 幼児・児童・生徒等への交通安全指導と学級活動・児童会・生徒会活動等における交通安全活動への支援
- 通学路の安全点検
- 児童館・江東きっずクラブにおける交通安全指導の実施
- 警察署の協力、指導を得た交通安全実践活動の推進

各警察署・各交通安全協会

- 広報紙・広報車等での広報啓発活動
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 重大交通事故に直結する悪質違反の取締り強化
- 各種行事の開催
- 交通街頭活動の強化

深川・城東消防署

- 応急手当等の普及指導
- 交通事故防止の普及啓発の推進

東京国道事務所・東京都第五建設事務所・東京港管理事務所

- 道路使用の適正化推進
- 交通安全施設の点検、整備の実施
- 道路上工事施工箇所の安全点検

運輸関係機関(東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・東京都交通局・東京地下鉄(株)・東京臨海高速鉄道(株)・(株)ゆりかもめ)

- お客様に対する安全の確保と交通安全啓発活動の実施
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底

深川警察署・深川交通安全協会行事

- 4月 8日(火) 酒類提供店に対する広報啓発活動
(富岡・門前仲町地区)
- 4月10日(木) 自転車交通安全キャンペーン
(木場五丁目交差点)
- 4月15日(火) 高齢者交通安全キャンペーン
(門前仲町交差点)

城東警察署・城東交通安全協会行事

- 4月 7日(月) 安協街頭活動
(亀戸駅北口)
- 4月 9日(水) 高齢者反射材貼付活動
(小名木川駅前交差点)
- 4月14日(月) 二輪車ストップ作戦
(新砂一丁目)

東京湾岸警察署・東京湾岸交通安全協会行事

- 4月 6日(日) 交通安全のつどい・
一日警察署長委嘱式 (有明ガーデン)
- 4月10日(木) トラックストップ
(夢の島交差点・東雲交差点)
- 4月10日(木) 自転車安全利用キャンペーン
(東雲イオン前)

区役所のホームページでは、交通安全に関する情報を発信しています。下記よりアクセスできますのでご覧ください。

春の全国交通安全運動

ヘルメット購入費用助成

自転車点検整備費用助成



江東区・江東区交通安全協議会

令和7年

推進要領

春の江東区交通安全運動

4月6日(日)～4月15日(火)

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して



重点① こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

重点② 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

重点④ 二輪車の交通事故防止



交通安全宣言のまち 江東区

重点①

こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

大人の方へ

- こどもは大人を見ている。まずは、皆さんが交通ルールを守り、こどもたちにお手本を示してください。
- 保護者の方は、普段から交通ルールに関する理解を深めて、こどもに道路の安全な通行方法を今一度教えてあげてください。

全ての歩行者の方へ

- 令和6年の都内における交通事故死者のうち、歩行者が約4割で、そのうち1人は小学生でした。横断歩道を横断する際には、青信号でも必ず安全を確認してから渡りましょう。
- こどもに限らず、歩行者の違反による交通事故も多発しています。「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。



重点②

歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

全ての運転者の方へ

- 横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはいけません。
- 歩行者等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転してください。
- 飲酒運転・妨害（あおり）運転等の悪質・危険な運転は絶対にやめましょう。
- 運転席・助手席に比べ、後部座席のシートベルト着用率が低くなっています。全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
- チャイルドシート使用率は、シートベルト着用率と比べると低くなっています。こどもの体格にあったものを使用しましょう。

高齢運転者の方へ

- 加齢に伴い、身体機能が低下し、とっさの判断や行動ができにくくなります。走り慣れた道路でも、適度な緊張感を持って運転しましょう。
- 運転に自信がなくなったり、運転が心配と言われたりしたら、運転免許の自主返納をお考えください。
- 自主返納した方は、身分証明書として利用できる「運転経歴証明書※」の申請を警察署等ですることができます。

※身分証明書としての利用は一部対応していない機関があります。



重点③

自転車・特定小型原動機付自転車利用時の ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

自転車を利用される方へ

- 全ての自転車利用者は、ヘルメットの着用が努力義務となっています。
- 東京都では、全ての自転車利用者における対人賠償保険等※の加入が義務となっています。事故を起こした際は、自分がけがをするだけでなく、相手にけがを負わせてしまうことがあります。これらの場合に備えて、保険等に加入しましょう。
※自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済
- 令和6年11月1日から、自転車の「酒気帯び運転」及び「スマートフォン等を使用した『ながら運転』」が罰則付き違反になりました。



江東区では、ヘルメット購入費用と自転車点検整備費用（TSマーク取得）に対して、それぞれ最大2,000円を助成する事業を実施しています。詳細は、裏面の二次元コードからご確認ください。

「自転車安全利用五則」

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

電動キックボードを利用される方へ

- 電動キックボードは車道走行が原則です。ルールを守って正しく利用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車に該当しない電動キックボードは、運転免許が必要です。
- 運転免許が不要な電動キックボードにおいても、16歳未満は運転禁止です。
- ナンバープレートの取り付けが必要です。
- 自身の安全のため乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 飲酒運転は禁止です。絶対にやめましょう。



特定小型原動機付自転車とは



Check!

重点④

二輪車の交通事故防止

二輪車を利用される方へ

- スピードの出しすぎや急な進路変更、すり抜け等の危険運転は、重大事故を誘発します。常に細心の注意を払い、適度な緊張感とゆとりを持って運転してください。
- ヘルメットのおごひもは、指が一本入る程度に締めるのが適正です。
- 胸部・腹部を守るプロテクターも着用しましょう。

